

全国消団連PLオンブズ会議 2008年度報告会「提言」

経済の国際化が進んでいます。私たちも普段の暮らしの中でいろいろな「輸入品」を使うようになりました。当然のことですが、輸入品の製品事故による消費者被害も発生しています。被害の救済はどうなっているのか、事故の再発防止や予防のための対策はどうなっているのか、今年は「輸入品」を「製造物責任」という切り口から考えて見ることにしました。

いくつかの報告からわかるように、輸入品に起因する被害は、食品・健康食品・医薬品・電気製品・医療用具・自動車とその関連製品やエレベーターなどさまざまなジャンルで発生しています。このような被害の救済は、外国のメーカーに賠償を求めることには困難が伴うこと、PL法では輸入した者も賠償責任を負う「製造者」の一つとされていますが、現実には資力に不足がある場合もあることなどいろいろな問題点があります。

また、医薬品、ダイエット製品、コンタクトレンズなどでは、事実上、製品を斡旋・販売しながら、“個人輸入の手続き等をお手伝いする代行業者”であるので“品質その他トラブル等の問題が生じた場合、個人輸入した本人の責任”となり、“クーリングオフ・PL法については適用外”とする商法が横行している状況です。これらの製品は消費者被害が発生する可能性が高いと考えられますので、このような“抜け道”を許さないようにしなければなりません。

これからも「輸入品」をめぐる問題に引き続き注意していくことが必要であることを強調したいと思います。

また、今年は改めて「PL法改正」について討論しました。

私たちPLオンブズ会議は以前から「PL法改正」の必要性を訴えてきましたが、今、それが実を結ぼうとしています。民主党が改正案をまとめ、つぎの臨時国会に法案として提出するよう準備をすすめているのです。

消費者庁の設置など消費者政策・消費者行政の強化が図られようとしている今日、PL法の強化・改正を実現するために消費者をはじめ関係するいろいろな分野の皆さんが力を合わせて行くことを強く訴えるものです。

2008年7月1日

全国消費者団体連絡会
PLオンブズ会議